

羽曳野市介護保険等推進協議会について

1. 介護保険等推進協議会

地方自治法に規定する市長の附属機関として、羽曳野市高年いきいき条例において、介護保険等推進協議会の設置を定めている。【条例第 14 条】

また、その細則については羽曳野市介護保険等推進協議会規則の定めるところによる。

《所掌事務》

- (1) 「高年者いきいき計画」の策定及び変更に係る審議、答申並びに必要なに応じ建議
【条例第 15 条第 1 号】
- (2) 「高年者いきいき計画」に係る事業実績及び政策評価に関する審議、意見具申
【条例第 15 条第 2 号】
- (3) 福祉サービス及び介護保険制度に係る苦情相談、福祉サービスに係る質の管理に関する審議、意見具申【条例第 15 条第 7 号及び第 8 号】

※定員は最大 20 名、9 期は 18 名。市長が委嘱【規則第 2 条】

2. 介護保険等推進協議会に設置する委員会【規則第 7 条】

I 地域包括ケア推進委員会

《所掌事務》

- (1) 地域包括支援センターの運営等に関する審議、意見具申
【条例第 15 条第 5 号】

※8 期は 13 名、9 期は 12 名。市長が委嘱

- (2) 指定介護予防支援の一部を委託する場合の地域包括支援センター運営協議会としての審議
【羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 4 条】

II 地域密着基盤整備推進委員会

《所掌事務》

- (1) 地域密着型サービス事業者(介護予防支援事業者含む。)の指定、地域密着型サービスに係る費用の基準又は人員及び運営等基準を定める場合における審議、意見具申
【条例第 15 条第 3 号又は第 4 号】
- (2) 地域における介護施設等の整備に係る市町村計画に関する審議、意見具申
【条例第 15 条第 6 号】

※8 期は 6 名、9 期は 5 名。市長が委嘱

3. 部会の設置【規則第 8 条】

推進協議会及び 2 つの委員会に、部会を置くことができ、委員は各会長が指名する。

4. 根拠法令等

○羽曳野市高年いきいき条例【抜粋】

○介護保険法【抜粋】

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

⑫ 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(高年者いきいき計画の策定等の手続)

第9条 2 本市は、高年者いきいき計画を策定し、又は変更する場合は、あらかじめ、第14条に規定する羽曳野市介護保険等推進協議会に諮問して、その意見を聴かなければならない。

(介護保険等推進協議会)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、羽曳野市介護保険等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

○地方自治法【抜粋】

138 条の 4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(所掌事務)

第15条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第9条第2項の規定に基づく審議及び答申並びに必要な応じての建議
 - (2) 高年者いきいき計画に係る事業実績及び政策評価に関する審議及び意見具申
 - (3) 介護保険法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定に基づく審議及び意見具申
 - (4) 介護保険法第115条の22第4項の規定に基づく審議及び意見具申
 - (5) 介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターの運営に関する審議及び意見具申
- 【115条の46第4項 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。】
- 【115条の46第9項 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。】
- (6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第4項の規定に基づく審議及び意見具申
 - (7) 福祉サービス及び介護保険制度に係る市民からの相談及び苦情に関する審議及び意見具申

(8) 福祉サービスに係る質の管理に関する審議及び意見具申

(9) 前各号に掲げるもののほか、本市の高年者施策に係る重要事項の審議及び意見具申

○羽曳野市介護保険等推進協議会規則【抜粋】

(趣旨)

第1条 この規則は、羽曳野市高年いきいき条例（平成12年羽曳野市条例第14号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、羽曳野市介護保険等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の定数は、20人以内とする。

2 協議会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者をいう。）を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 協議会委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人以内を置き、協議会委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、会長が掌る。

2 会議は、協議会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席する協議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長又は市長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各協議会委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

6 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会)

第7条 協議会に次の各号に掲げる委員会（以下「委員会」という。）を置き、それぞれ当該各号に定める事務を所掌させる。

(1) 羽曳野市地域包括ケア推進委員会 条例第15条第5号に掲げる事務

(2) 羽曳野市地域密着基盤整備推進委員会 条例第15条第3号、第4号及び第6号に掲げる事務

2 委員会の委員は、協議会委員のうちから市長が委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者であって第2条第2項第1号から第3号までに掲げるいずれかに該当するものを委員会の委員として委嘱することができる。

4 委員会にそれぞれ委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

6 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 協議会は、委員会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

8 第3条、第5条及び前条の規定は、委員会に係る任期、会議の招集及び議事について準用する。

(部会)

第8条 協議会及び委員会は、部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の会長（委員会に置かれる場合にあっては、委員長）が指名する。

3 部会にそれぞれ部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を協議会又は委員会に報告しなければならない。

5 協議会（委員会に置かれる場合にあっては、委員会。以下この項において同じ。）は、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(報酬及び費用弁償等)

第9条 協議会委員の報酬及び費用弁償等に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年羽曳野市条例第188号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部介護予防支援室高年介護課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

《参考》指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【抜粋】【当市条例が準拠している基準】

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。